



美しい渥美半島を守り・つくり、次世代につなぐ

美しい景観は、すぐに完成するものでなく、先人たちが長い年月をかけて作り上げられたものです。私たちが暮らす渥美半島は、時代時代での生活や文化、歴史が重なりあって作り上げられたものであり、今を生きる私たちの歴史等も次の世代に引き継がなければなりません。

今、私たち一人ひとりが個々の美しさと半島全体の美しさを 20 年、30 年先、さらに次世代に引き継ぐため、その将来像の共通認識を持って、今、なすべき景観づくりに取り組み、行動することが大切です。

1 田原市における景観の捉え方

田原市は三方を海に囲まれ、三河湾側の静かな海の生業(なりわい)景観、太平洋側の雄大な自然海岸景観、市内の至る所から目に見える山地景観、大きく広がりのある農地景観、市街地や農漁村の集落地におけるまちなみ景観など多様な表情を持った景観があります。

このような景観は、実際に目に見える色や形だけでなく、地域の歴史や文化から生まれる雰囲気など、五感を通して感じることができる全てを指しています。そして、長い年月をかけて育まれてきた美しいこの田原市の景観は、地域のかげがえのない財産となり、市民一人ひとりの誇りとなっています。

そこで本計画では、田原市の景観の全体像を、自然と市民の生活や産業により創出される歴史あるいは文化的風景であるとして、『自然』、『生活・産業』、『歴史・文化』の3つの観点から捉えます。

景観とは

景観法においては、景観について、具体的に定義されていませんが、第2条（基本理念）に、「良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成される」とあり、また、景観は、街並みなどの眺められる対象を示す「景」と、それらを眺める主体である人間の感覚や価値観を表す「観」の2つの文字が組み合わさってきた言葉だと言われています。

田原市の景観を捉える3つの観点



2 策定の背景と目的

(1) 背景

景観は、地域固有の自然や風土、歴史や文化、住民の生活等がつくりだす総合的なものであり、美しいまちづくりにとって不可欠な要素です。そのような認識のもと、国は、平成16年6月に都市、農山漁村等における良好な景観の形成に関する基本理念及び国などの責務を定めた景観法を定め、全国の市町村では法に基づいた景観計画に沿って、景観を重視したまちづくり事業が展開されています。

一方、田原市には豊かな自然や歴史資源、美しい生活空間や活力のある産業群などの景観資源が地域の至る所に分布しており、今後、これらを守り、育て、次世代につなげていくことは、今後の田原市の地域づくりを考えていく上で非常に重要なことです。

しかしながら、市域全体の景観形成にかかわる計画が策定されておらず、基本的な方針が明確になっていないのが実情で、今後の田原市における景観形成の羅針盤となる基本計画の策定が求められています。

(2) 目的

良好な景観形成に取り組むことは、下記のような効果が期待されており、その取り組みにあたっては、市民・事業者・行政の協働により取り組む必要があります。

- ①地域の快適な生活環境を形成する。
- ②地域の魅力やまちの価値を高め、観光振興、交流人口の増加により地域経済を活性化すると同時に、景観の良さが人を呼び込む。
- ③地場産業の振興に貢献する。
- ④地域に住む人々が地域の良さを再認識し、まちに誇りと愛着をもつきっかけとなる。地域がいきいきと元気になる。
- ⑤良好な景観の保全に取り組むことにより、良好な景観が将来の周辺開発行為等により喪失することを未然に防止出来る。

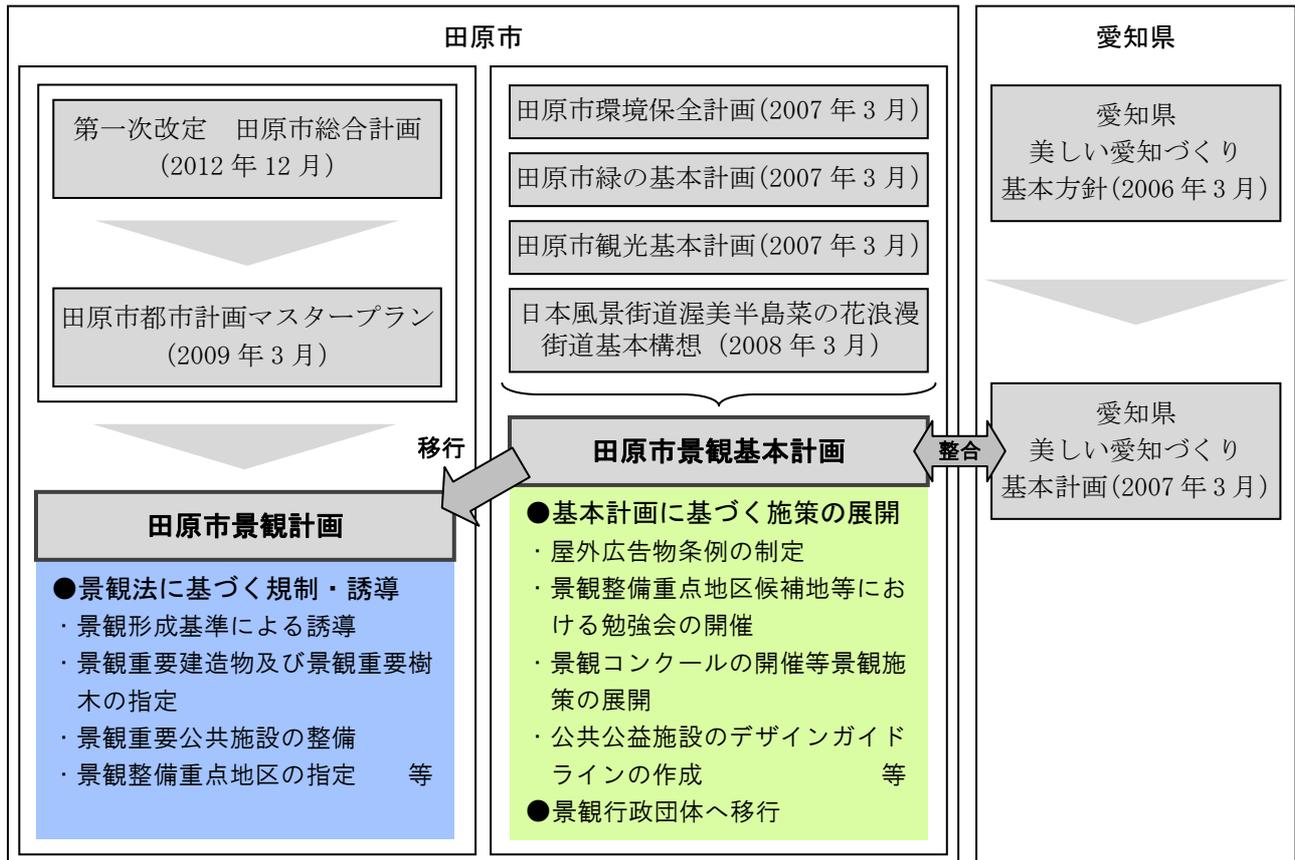
【景観形成の取り組みの必要性（愛知県策定「景観計画策定の手引き」より）】

本計画は、田原市の優れた景観を資産として生かし、美しい渥美半島を次世代に継承するため、本市における景観形成の基本的な方針及び良好な景観形成に向けた整備・保全に関する施策を明らかにすることにより、市民・事業者・行政にとって、目指す方向性を共有することができるマスタープランとして機能するものとします。

3 上位・関連計画における景観基本計画の位置付け

本計画は、景観法第 8 条に基づく計画として、対象とする区域（景観計画区域）、良好な景観の形成に関する方針、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項等を定め、景観形成の基本的な指針として機能していくものとなるものです。

そのため、計画策定にあたっては、「田原市総合計画」や「田原市都市計画マスタープラン」等の上位・関連計画と整合を図っていきます。以下、上位・関連計画を含めた計画体系の位置付けを示します。



(1) 田原市の景観に関する広域的な位置付け

田原市の景観に関して、広域的な視点から愛知県が策定した美しい愛知づくり基本計画における目的や景観形成の方向性について、以下に整理します。

愛知県美しい愛知づくり基本計画（2007年3月）

①計画の目的

愛知県では、平成18年3月、愛知県の景観形成に関する基本的な考えを示す「美しい愛知づくり基本方針」を策定し、美しい愛知づくりについての基本理念及び施策の基本となる事項を定めた「美しい愛知づくり条例（平成18年条例第6号）」を制定しました。

この基本方針を踏まえ、条例に基づき、美しい愛知づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「美しい愛知づくり基本計画」を策定しています。

②目標

基本目標：未来につなぐ緑豊かな“美しい愛知”

分野別目標：

■多様な生物が共存する『自然景観』

（変化に富んだ地形と生物多様性を支える自然環境を守ります）

■武家文化や近代化遺産が伝える『歴史景観』

（先人達が築いてきた尾張や三河の歴史・文化を伝え残します）

■心の豊かさを映し出す『生活景観』

（身近な文化を守り、育て、潤いと安らぎのある生活環境を創出します）

■「モノづくり」の活力が創り出す『産業景観』

（産業により創出される特色ある景観を守り、育みます）

③景観形成の方向性（奥三河・渥美半島地域）

■観光を支える雄大な自然景観と農業景観を保全する

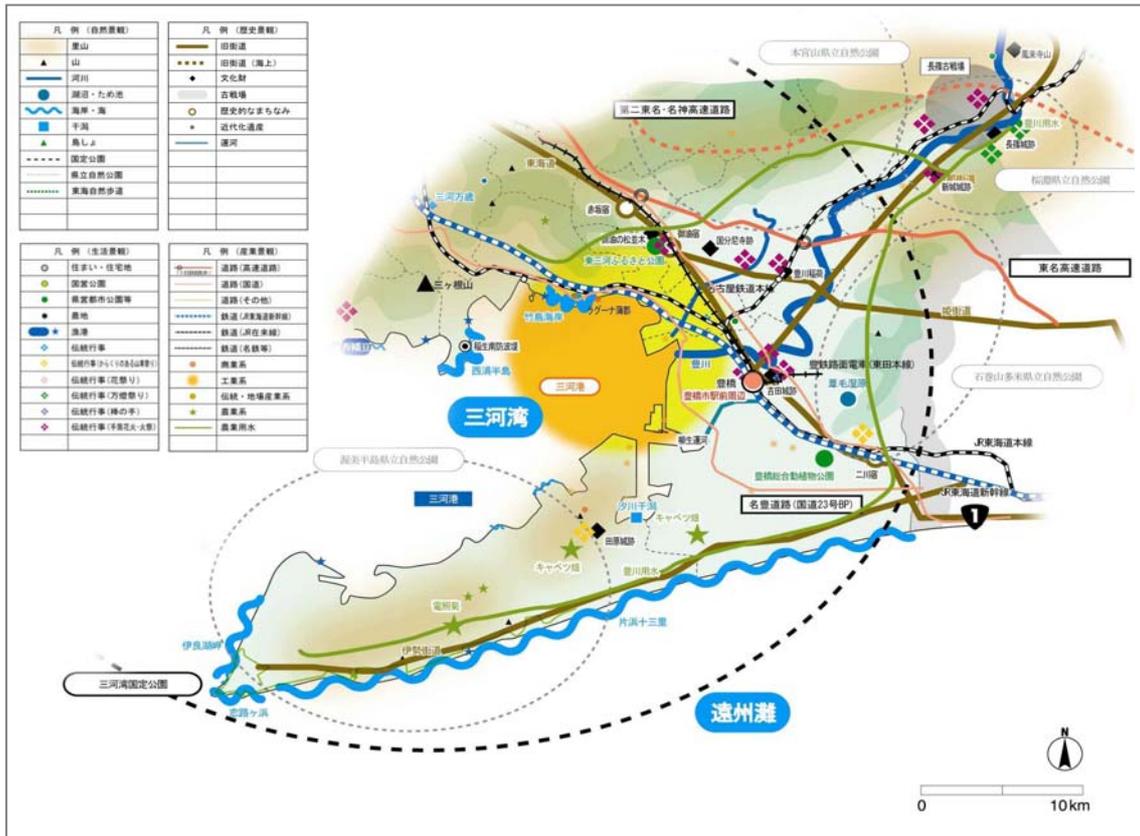
- ・美しい海岸線に代表される自然景観を、地域の観光を支える貴重な自然資源として、また、多様な生物が生息する環境として位置づけ、自らが暮らし続けていく大切な生活環境であることを認識して、後世に地域の財産として伝え残していくことが望まれます。
- ・農業に関わる雄大な景観も地域の財産として捉え、保全するとともに、観光資源としても位置づけて活かしていくことが望まれます。

■貿易港等のダイナミックな産業景観を引き立てる

- ・臨海工業地域等の景観に対して、付近の橋梁上や蔵王山等の眺望の良い箇所から眺めた景観を意識し美しい三河湾と調和するよう、工作物や工場の外壁・屋根等は、色彩等に配慮して、本地域の産業景観の魅力を引き立てていくことが望まれます。

■往時を思い起こさせる街道景観を復興する

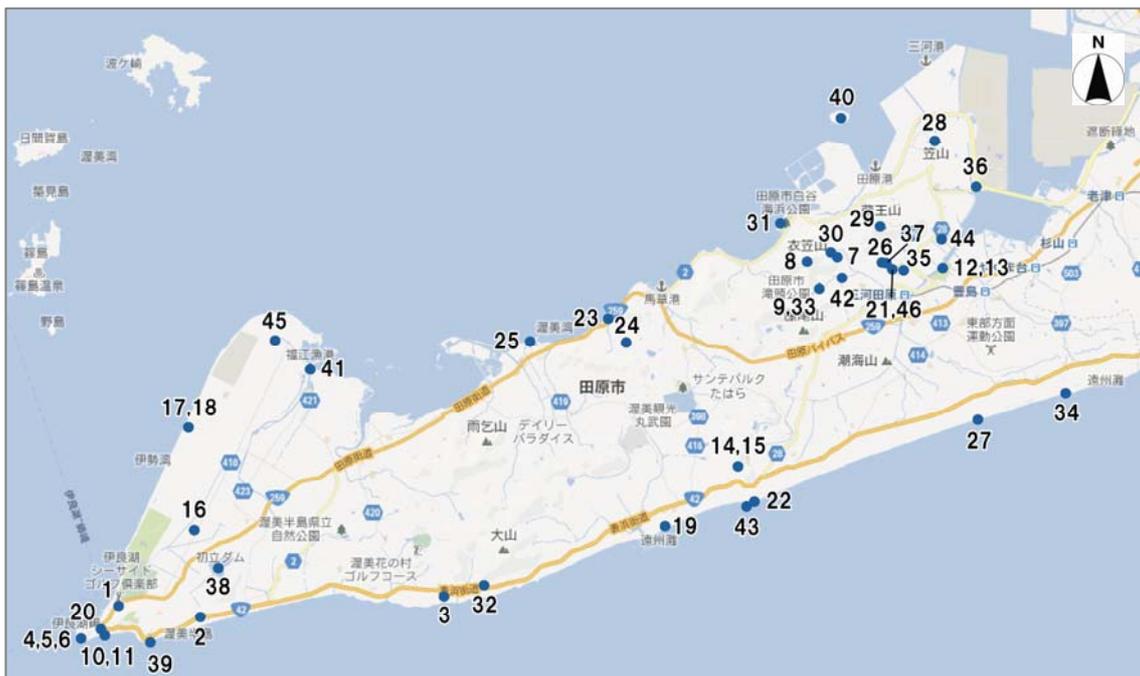
- ・現存する歴史資源を大切に保全しつつ、旧街道やそれにまつわる埋もれた資源に光を当て、物語性の復活と広域的なネットワーク化を図ることで、本地域の持つ歴史を更に深みのあるものとして形成していくことが望まれます。



図序-1 広域景観資源等の分布

【美しい愛知づくり景観資源 600 選】

「美しい愛知づくり景観資源」は、平成 19 年度に一般公募されたもので、中でも田原市は、46 個と最も多い景観資源が指定されています。



図序-2 美しい愛知づくり景観資源マップ (出典：愛知県ホームページに加筆)


田原市
Tahara City
田原市 景観資源リスト

写真	No.	資源名	資源の所在	風景群
	1	菜の花畑 <small>なのはなばたけ</small>	田原市伊良湖町	<u>渥美半島菜の花浪漫街道</u>
	2	堀切の菜の花畑 <small>ほりきりのなのはなばたけ</small>	田原市堀切町	<u>渥美半島菜の花浪漫街道</u>
	3	和地の菜の花畑 <small>わじのなのはなばたけ</small>	田原市和地町	<u>渥美半島菜の花浪漫街道</u>
	4	伊良湖岬灯台 <small>いらごみさきとうだい</small>	田原市伊良湖町	<u>伊良湖岬</u>
	5	伊良湖岬灯台と海辺の遊歩道 <small>いらごみさきとうだいでとうみへのゆうほどう</small>	田原市伊良湖町	<u>伊良湖岬</u>
	6	潮騒の伊良湖岬灯台 <small>しおさいのいらごみさきとうだい</small>	田原市伊良湖町	<u>伊良湖岬</u>
	7	衣笠自然歩道 <small>きぬがさしぜんほどう</small>	田原市田原町藤七原	<u>衣笠山</u>
	8	衣笠山からの眺望 <small>きぬがさやまからのちょうぼう</small>	田原市白谷町	<u>衣笠山</u>
	9	滝頭公園と衣笠山 <small>たきがしらこうえんときぬがさやま</small>	田原市田原町滝頭	<u>衣笠山</u>
	10	恋路ヶ浜 <small>こいじがはま</small>	田原市伊良湖町	<u>恋路ヶ浜</u>
	11	恋路ヶ浜海岸線 <small>こいじがはまかいがんせん</small>	田原市伊良湖町	<u>恋路ヶ浜</u>
	12	大潮の汐川干潟と笠山の景観 <small>おおしおのしおかわひがたとかさやまのけいかん</small>	田原市豊島町、豊橋市杉山町	<u>汐川干潟</u>
	13	汐川干潟 <small>しおかわひがた</small>	田原市汐川河口	<u>汐川干潟</u>
	14	電照風景 <small>でんしょうふうけい</small>	田原市高松町	<u>電照風景</u>
	15	夜明けの電照菊ハウス <small>よあけのでんしょうぎくはうす</small>	田原市赤羽根町	<u>電照風景</u>
	16	渥美の今昔物語 <small>あつみのこんじゃくものがたり</small>	田原市西山町	<u>西ノ浜風力発電</u>
	17	西ノ浜と発電風車 <small>にしのはまとはつでんふうしゃ</small>	田原市小中山町	<u>西ノ浜風力発電</u>
	18	西の浜の風力発電 <small>にしのはまのふうりょくはつでん</small>	田原市小中山町	<u>西ノ浜風力発電</u>
	19	赤羽根海岸 <small>あかばねかいがん</small>	田原市赤羽根町	
	20	渥美半島サイクリングロード <small>あつみはんとうさいくりんぐろーど</small>	田原市伊良湖町	
	21	池ノ原公園 <small>いけのはらこうえん</small>	田原市田原町池ノ原	
	22	一色の磯 <small>いしきのいそ</small>	田原市高松町	
	23	宇津江漁港 <small>うづえぎよこう</small>	田原市宇津江町	
	24	宇津江坂 <small>うづえざか</small>	田原市宇津江町	

写真	No.	資源名	資源の所在	風景群
	25	江比間海岸の景観 えひまかいがんのけいかん	田原市江比間町	
	26	岡田虎二郎邸宅跡 おかだとらじろうていたくあと	田原市田原町	
	27	表浜の海岸 おもてはまのかがん	田原市南神戸町	
	28	笠山 かさやま	田原市浦町	
	29	蔵王山 ざおうさん	田原市浦町	
	30	シデコブシ群落ネットワーク しでこぶしぐんらくねっとわーく	田原市田原町藤七原	
	31	白谷海水浴場 しろやかいすいよくじょう	田原市白谷町	
	32	「太平洋」とわがまち「土田」 「たいへいよう」とわがまち「どた」	田原市和地町	
	33	滝頭公園の桜並木 たきがしらこうえんのさくらなみき	田原市田原町滝頭	
	34	田原市表浜の砂丘 たはらしおもてはまのさきゅう	田原市六連町浜田境	
	35	田原城跡 たはらしじょうあと	田原市田原町	
	36	田原の田園風景と笠山、風車の景観 たはらのでんえんふうけいとかさやま、ふうしやのけいかん	田原市浦町	
	37	つばき公園 つばきこうえん	田原市田原町東山口	
	38	初立池の夕ぐれ はったちいけのゆうぐれ	田原市堀切町	
	39	日出の石門 ひいのせきもん	田原市日出町	
	40	姫島 ひめしま	田原市片浜町	
	41	福江漁港 ふくえぎよこう	田原市福江町	
	42	藤七原のゲンジボタル(庄司川付近) とうしちばらのげんじぼたる(しょうじがわふきん)	田原市田原町藤七原	
	43	弥八島海岸 やはちじまかがん	田原市赤羽根町	
	44	吉胡貝塚 よしごかいづか	田原市吉胡町	
	45	六階建て ろっかいだて	田原市小中山町	
	46	渡辺華山幽居跡(池ノ原公園内) わたなべかざんゆうきよあと(いけのほらこうえんない)	田原市田原町池ノ原	

(出典：愛知県ホームページ)

(2) 田原市の景観に関する上位計画及び関連計画の位置付け

田原市における景観に係わる上位・関連計画として、田原市総合計画、田原市都市計画マスタープラン、田原市緑の基本計画、田原市環境保全計画、日本風景街道 渥美半島菜の花浪漫街道基本構想、田原市観光基本計画等における景観上の課題及び方針等について、以下に整理します。

第一次改定 田原市総合計画（2012年12月・目標年次：平成34年（2022）年）

①計画の目的

田原市総合計画は、市が策定する最上位の計画で、まちづくりの方向性を総合的に示し、将来都市像の実現に向け、市民と行政が一体となって新たな時代のまちづくりを推進していくための「まちづくりの指針」となるものです。

②まちづくりの理念

みんなが幸福を実現できるまち

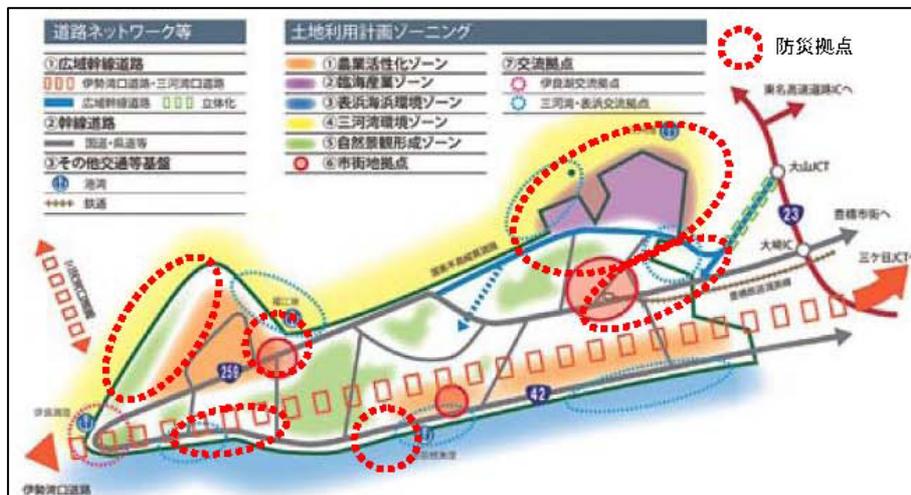
③将来都市像

将来の都市像を「うるおいと活力のあるガーデンシティ」と定め、7つの施策の大綱を定めています。

- 市民環境：みんなで作る美しいまち
- 健康福祉：笑顔とやさしさの満ちあふれるまち
- 産業経済：暮らしを支え、未来を創造するまち
- 都市整備：地域特性を活かした暮らしやすいまち
- 教育文化：ふるさとに学び、人がつなぐ人づくりのまち
- 消防防災：ともに築く安全なまち
- 行 財 政：協働と連携による健全経営のまち

④土地利用計画

土地利用については、本市の地域特性や都市基盤、土地利用の状況等を踏まえ、5つのゾーンと3つの拠点、6つの防災拠点に区分し、それぞれの方向性が定められています。



図序-3 土地利用概念図

■農業活性化ゾーン

基幹産業である農業の活性化を図るとともに、地域の景観・環境の重要な構成要素となっている農地の保全と適正利用を推進

■臨海産業ゾーン

世界有数の自動車港湾である三河港の機能向上を図りながら、企業誘致などによる工業等の産業集積を推進

■表浜海浜環境ゾーン

表浜の自然環境と景観を保全及び観光・レクリエーションの場としての活用

■三河湾環境ゾーン

三河湾・伊勢湾沿岸の自然環境を保全及び観光・レクリエーションの場としての活用

■自然景観形成ゾーン

里山や河川等の保全・利用を推進

■市街地拠点

「田原中心市街地」…市街地拠点として、商業・業務、教育文化、生活・居住など、多様な都市機能の集約

「赤羽根市街地」「福江市街地」…農業や自然と調和した快適な居住環境の形成

■交流拠点

特性を活かした機能整備の推進

■防災拠点

防波堤や海岸防御施設の整備の促進及び避難路の整備等を推進

⑤景観に関わる課題及び方針

【課題】

- 市民が周囲の環境を美しく保つための活動意識の向上
- 本市の有する美しい自然環境や景観の保全
- 豊かな自然環境、田園風景、歴史的資源、まちなみ等、優れた景観財産の保全に対する市民意識の高揚

【方針】

- 景観行政団体への移行、景観に関する条例の制定について検討
- 地域の特性を活かした美しい景観形成の推進
- 本市が有する海や山などの優れた自然環境や美しい景観を適切に保全
- 道路沿線における除草やポイ捨て防止、海岸漂着物の除去、不法投棄の防止等について、継続的な取り組みを実施

田原市都市計画マスタープラン（2009年3月・目標年次：平成42年（2030）年）

①計画の目的

田原市都市計画マスタープランは、田原市域全域を対象として、都市計画によるまちづくりを進めるための指針となるものとして策定されました。

②都市づくりの理念

まち まち
街と町をつなぎ豊かさをつむぐ たはらガーデンシティ

海沿いの2つの軸（国道42号及び259号）上に市街地（街）・集落（町）が展開しているため、今後の都市づくりは「街」と「町」をコンパクトにし、コンパクトな市街地とコンパクトな集落を効率的につなげることが極めて重要です。そのため、これら「まち」のネットワークを形成することにより地域の個性が活かされ、活力を創出し、都市の豊かさと農村・漁村の豊かさを併せもつガーデンシティを目指します。

③景観に係わる方針

a 基本的な方針

- ・市域全体にわたる景観基本計画等のマスタープランの策定
- ・景観形成の手法
 - a) 優れた景観の保全
 - b) 新しく優れた景観の創出
 - c) 景観阻害要因の除去
- ・特に配慮すべき景観形成の分野
 - a) 市街地景観
 - b) 田園景観
 - c) 自然景観 など
- ・市域全体にわたってバランスの取れた景観形成
- ・市民、事業者及び市が連携した景観形成

b 景観形成に関する具体的な方針

- ・田原市景観基本計画（仮称）の策定
- ・サイン類に関する取り組みの充実
- ・市民、事業者及び市が連携して取り組む景観形成の推進

c 重点地域の指定と取り組みの促進

- ・ 景観形成のための重点地域を指定。(以下のエリアは、暫定)

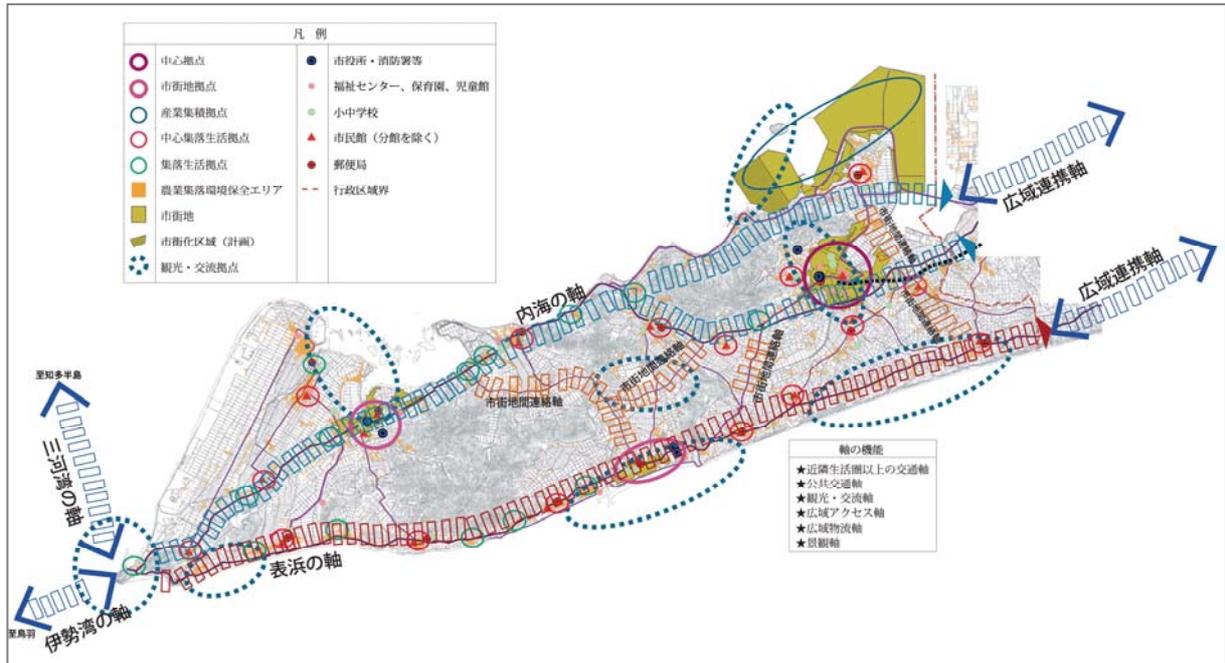
○田原地区整備エリア:<テーマ:城下町の風格ある緑豊かな市街地の形成>

○赤羽根地区整備エリア:<テーマ:魅力ある観光交流空間の整備>

○福江地区整備エリア:<テーマ:まちの歴史を活かしたにぎわいと癒しの空間形成>

○臨海産業地域整備エリア:<テーマ:人と海が交わる拠点づくり>「田原臨海景観計画」

○景観整備特定地区:片西・浦片土地区画整理事業地区を含む田原公共埠頭周辺地区



図序-4 都市構造図

田原市緑の基本計画 「シンボル公園ネットワーク計画書」(2007年3月・目標年次：平成28年(2016)年)

①計画の目的

今後の田原市における緑の環境形成のあり方を体系的に示す計画として策定されました。

②基本理念と基本方針

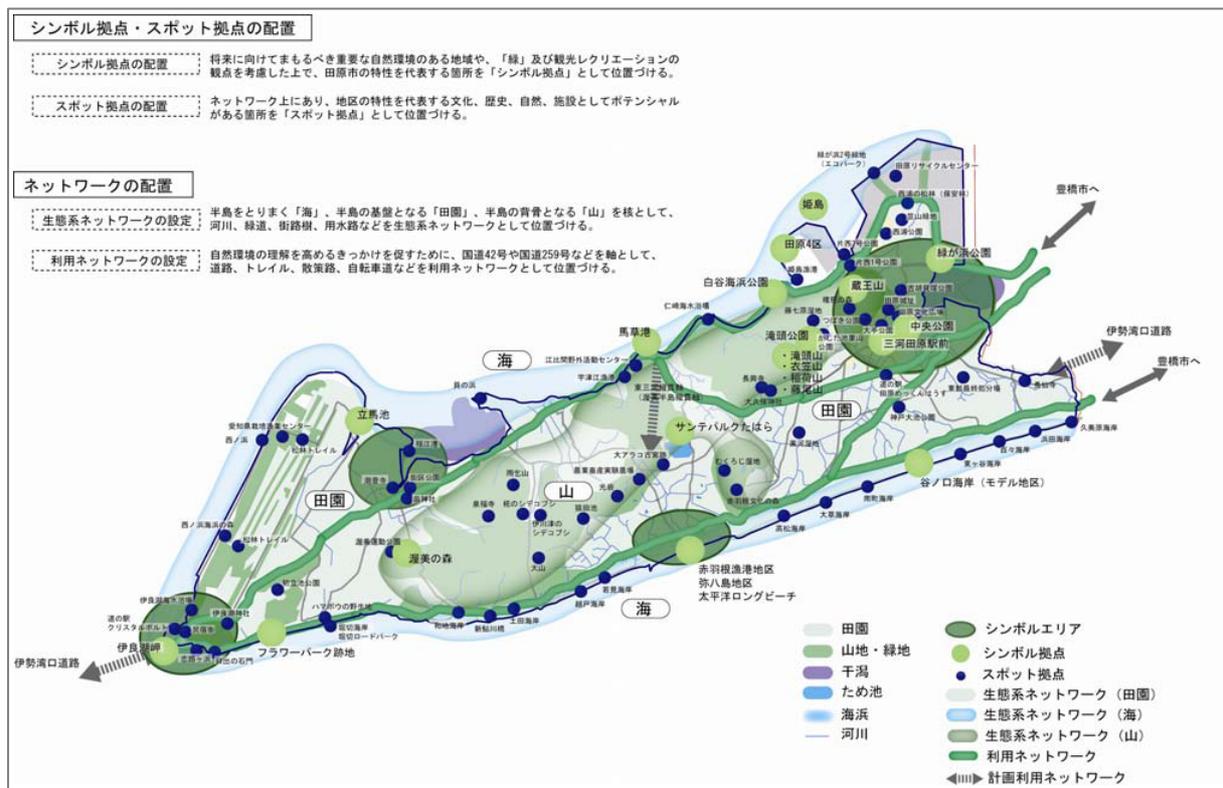
基本理念を「みんなでまもり、つくり、はぐくむ豊かな自然のある暮らし ガーデンシティ たはら」とし、これを実現していくための基本方針として、

- ・ たはらの骨格となる自然を守る
- ・ たはらしい身近な緑をつくる
- ・ たはらの豊かなくらしは市民がはぐくむ

を掲げています。

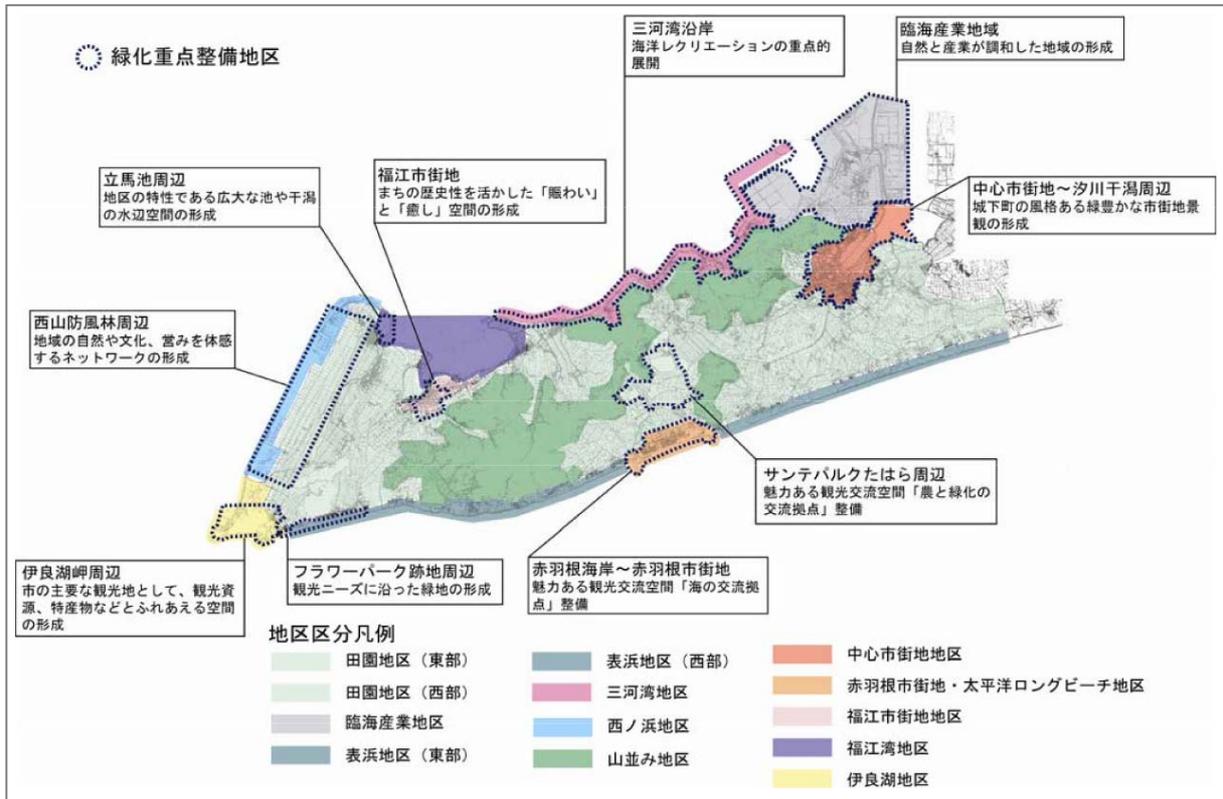
③緑地の配置

緑地の配置については、次のように定めています。



図序-5 緑地の配置計画図

④緑化重点整備地区



図序-6 緑化重点整備地区

⑤景観に係わる課題及び方針

【課題】

a 骨格となる景観

- ・半島の背骨となる山地、基盤となる農地、半島をとりまく海といった景観は、田原を印象づける代表的な郷土景観として保全
- ・骨格となる景観を臨む視点場の整備

b 田原市を印象づける景観

- ・市街地（田原・赤羽根・福江）は、社寺林、屋敷林を保全し、緑量を増加させ景観の質を向上
 - ⇒例えば田原市街地は田原の城下町といった、テーマのある景観形成を目指し統一感のある美しい街並みとするように配慮
- ・臨海工業地帯周辺は、うるおいと親しみのある緩衝緑地帯の創出
- ・伊良湖周辺は、緑量を増加させ観光地として一体的に景観の質を向上
- ・西山地域の防風林緑地の保全
- ・田原市の玄関口を演出する緑の景観の創出
- ・田原市を印象づける景観については、それぞれの地域の特色を示す身近な郷土景観との意味合いから、その背景である骨格となる景観との調和が必要

【方針】

a たはらの骨格となる自然をまもる

- ・蔵王山、滝頭山、衣笠山、稻荷山、藤尾山、大山、雨乞山などの山、遠州灘、三河湾に面する海岸や海岸斜面林などの樹林、郊外に広がる水田や畑地、平地林を含めた田園については、骨格となる景観としてその保全を図る。
- ・市街地（田原・赤羽根・福江）の屋敷林や社寺林、街路樹などの植栽の緑は、田原を印象づける景観要素であることから、その保全を図る。

b たはららしい身近なみどりをつくる

- ・観光地である伊良湖岬周辺や、市の玄関口である道の駅クリスタルポルト及び三河田原駅前には、周囲景観と調和のとれた景観の質を向上させる緑のさらなる創出を図る。
- ・臨海工業地帯周辺については、うるおいと親しみのある緩衝緑地帯の創出を図る。
- ・街路樹や都市公園などの都市の緑は、良好な都市景観を形成する上で不可欠なものであることから、市街地における身近な緑のさらなる創出を図る。
- ・骨格となる景観や特徴的な景観や風車などを臨む視点場のさらなる創出を図る。

田原市環境保全計画

(2007年3月、2013年中間改定・目標年次：平成28年(2016)年)

①計画の目的

田原市環境保全条例で定める望ましい環境像を実現するために策定されました。

②計画の目標

目標とする環境像として「豊かな自然を育みともに生きるガーデンシティ田原」を設定するとともに、これを実現していくための分野別環境像として、

- ・多様な自然が宿るまち
- ・資源が循環する持続可能なまち
- ・空気や水がきれいでさわやかなまち
- ・うるおいのある暮らしやすいまち

を定めています。

③景観に係わる課題及び方針

【課題】

- ・良好な景観を次世代につなげるため、田原市の景観形成の基本的な方針である田原市景観基本計画（H25.3策定）に基づき、美しい景観づくりを推進

【方針】

a 魅力ある街並み景観の形成

- ・田原市景観基本計画に基づき、景観資源の保全及び良好な街並み景観の誘導
- ・景観形成に関する住民参加手法の検討

b 田園景観の保全

- ・田原市を特徴づける景観として、田畑や漁村などの田園部の景観を保全

c 田原城趾周辺の総合的な整備

- ・田原城跡一帯を歴史的拠点として整備するため、基礎資料調査及び整備の方向性を検討
- ・城下町として、歴史的価値の高い建造物等の指定保存、歴史的施設・建造物の復元・修復を実施

d 自然・歴史・文化資源のネットワーク化

- ・まちの魅力を再発見し、自然や歴史文化と暮らせるまちづくりを進めるため、既存の天然記念物や文化財等、自然・歴史・文化資源を市民やNPO等と協力して掘り起こし、ネットワーク化

日本風景街道 渥美半島菜の花浪漫街道 基本構想（2008年3月）

①基本構想の目的

菜の花浪漫街道は、渥美半島の魅力や美しさを発見、創出するとともに、地域資源を活かし渥美半島の原風景を創成する運動を市内全域に促し、地域活性化及び観光振興等への波及を期待するものとして策定されました。

②基本理念

花が彩る潮騒の エコ ガーデン ロード
— 環境共生の 道づくり・郷づくり・人づくり —

③景観に係わる課題及び方針

【課題】

- ・自然環境の劣化のおそれ（全域）
- ・情報提供・案内誘導不足（特に表浜海岸へのアクセス道路）
- ・荒地や遊休農地の放置、農地からの土壌流出（全域※特に市境、市街地の周辺部）
- ・枯松等による景観の阻害（伊良湖岬～西ノ浜・和地、宇津江～高木 等）
- ・沿道の雑草等の放置（全域（特に国道 259 号の集落から離れた所）
- ・廃屋や廃店舗等の放置（市街地周辺）
- ・看板類の乱立（全域）
- ・電柱類等による景観の阻害（全域）
- ・ゴミの不法投棄（全域）
- ・市街地における緑量不足（市街地）
- ・無秩序な宅地化・商店の立地進行（市街地周辺）
- ・視点場や観光拠点の整備不足（宇津江～福江、国道 42 号沿線）
- ・変化に乏しい景観（全域※特に国道 42 号）
- ・景観になじまない構造物の存在（全域）

【方針】

- ・自然環境の保全（維持・復元を含む）
- ・案内看板の改善（看板の設置、エントランス性の高い景観演出等）
- ・農地の管理と遊休農地の活用
- ・松林の再生（枯松の伐採・除去と植樹）
- ・廃屋（または廃店舗）の活用と撤去推進
- ・看板類の整序（不要な看板の撤去、統一看板への集約）
- ・電柱等の改善（景観や眺望への配慮）
- ・緑量の向上（公共用地や民有地の緑化、沿道花壇への植栽・花植え等）
- ・良好な住環境と農村景観の保全
- ・ビュースポットの整備、休憩施設の整備
- ・農村景観の保全
- ・道路付属物の改修（景観等への配慮）、建築物の景観配慮

田原市観光基本計画（2007年3月）

①計画の目的

地域の特性を活かした観光立市を目指して、新たな視点に立った観光資源の開発、観光資源のネットワーク等による観光魅力度の向上、効果的な情報収集・発信手法等を含む観光振興のマスタープランとして策定されました。

②基本コンセプト

計画の基本コンセプトを「常春・渥美観光の再生」とし、これを次のように説明しています。

- ・多彩な地域資源を最大限活用した「まるごと渥美半島観光」
- ・海に囲まれた里山・渥美半島で四季を通じて「見る」「食べる」「体験する」が満喫できる旬産旬時とれたて新鮮な心安らぐスローライフ型観光

③景観に係わる課題及び方針

【課題】

a 魅力不足であるが磨けば光りそうな観光資源

- ・伊良湖岬周辺：雰囲気づくり、イメージづくりが必要
- ・花：「渥美半島＝花」のイメージがあるが現状では魅力に乏しい。花の名所づくりが必要

b 今の田原にはないが今後必要と思われる観光資源

- ・車窓からの美しい景観：移動中に車窓から見る風景が大切。農地も景観要素として活用すべき
- ・自然や歴史・文化など田原の強みでもある資源が十分に活用されていない。それらの活用による田原市の観光魅力の向上

c 田原市観光に対するニーズ

- ・“温泉”や“癒し”などの旅行ニーズに対していかに応えていくかが課題

d 半島の特性の活用

- ・半島の特性を活かした周遊ルート
- ・海上交通を活かした魅力づくり

【方針】

a 新たな視点に立った観光資源の発掘・開発・創造による観光魅力度の向上

- ・田原市が誇る様々な地域資源の活用
 - 新田原市観光のイメージの創出、地域全体の観光魅力度の向上
- ・歴史資源、自然資源の再発掘と他資源との連動
 - 町歩き型観光資源の発掘

b 観光資源の開発

- ・ 風景街道（シーニック・バイウェイ）の活用
 - 半島全体の風景を鑑賞しながら周遊できる街道の事業推進
 - 田園風景、花の活用、サイン・標識なども含めた整備を検討
- ・ 伊良湖フラワーパーク跡地整備
- ・ 伊良湖岬周辺観光整備
 - 伊良湖観光再生に向け、「恋人の聖地」選定による新たなイメージづくり、漁港の活用、散策ルートの充実、物販・飲食機能の強化など、伊良湖岬周辺の観光整備を検討
- ・ 三河田原駅及び周辺整備
 - 豊橋鉄道渥美線・三河田原駅の再整備により、駅前周辺の街並み整備を検討
- ・ 歴史と文化、自然の散歩道の整備推進
 - シンボル公園ネットワークを活かした、歩いて巡る観光地づくりを推進

c サイン・看板の整備、快適な移動環境整備

- ・ サイン・看板の見直し
 - 主要観光ポイントへの誘導サインの見直し、半島全体のマップ整備、各地における看板等の見直し、不要看板の撤去、観光案内看板を設置

(3) 上位計画・関連計画の整理

これら上位計画及び関連計画より導き出される田原市における景観形成に関するポイントは、以下のとおりです。

■景観形成の範囲

市域全体にわたった景観形成が必要であり、また、地域特性を活かした美しい景観づくりが必要です。

■景観形成のための重点地域の指定

重点的に景観形成を整備するポイントを指定する必要があります。

■景観形成の取り組み方

市民、事業者、市が連携し、市は市民意識の向上や景観形成に関する住民参加の手法について検討する必要があります。

■景観形成の手法

「優れた景観の保全」、「優れた景観の創出」、「景観阻害要因の除去」があげられます。

■景観形成の分野

自然景観、海岸景観、市街地景観、集落景観、工業地景観、農地景観、歴史的景観、眺望景観等について整理が必要です。

■重要な景観要素

伊良湖岬周辺、三河田原駅前、臨海工業地帯周辺、田原城址周辺においてまちの魅力の再発見や地域資源の掘り起こしが必要とされています。

■景観要素のネットワーク

歴史資源、文化資源、自然資源等のネットワーク化が必要とされています。

■具体的な方策

- ・骨格となる景観や特徴的な景観を臨む視点場の整備
- ・歴史的価値の高い建造物や樹木の指定保存
- ・散歩道の整備、サインや看板類
- ・電柱電線類、道路付属物の改善による快適な移動環境の整備
- ・耕作放棄地の活用
- ・松林の再生
- ・廃屋や廃店舗の活用と撤去等

4 計画期間と見直し

本基本計画の計画期間は、平成 25 年度から平成 34 年度までの概ね 10 年間とします。

なお、景観基本計画の基本的な理念や方針について大幅に見直す必要性が生じる機会は少ないと考えられますが、地域における景観まちづくりの実践の段階で必要な項目を基本計画内で明記する必要性が生じた場合、部分的な改訂を行います。

また、「田原市総合計画」、「田原市都市計画マスタープラン」、「田原市緑の基本計画」などの上位・関連計画の見直しなどに応じて、実情に即した計画内容の見直しを行います。

5 全体の構成

本計画は、以下の構成として整理・とりまとめをしています。

序章 田原市景観基本計画とは

景観の捉え方、田原市景観基本計画の役割や上位・関連計画における位置付けなどについて整理しています。

第1章 田原市の景観特性

- 1 田原市の景観の特徴を示しています。
- 2 田原市の景観特性と課題を整理しています。

第2章 景観基本計画の区域と方針

- 1 景観基本計画の対象とする区域を示しています。
- 2 景観形成の基本理念と目標を示しています。
- 3 4つのエリアと2つの景観軸の景観特性と課題を整理し、各エリアの景観形成方針を示しています。
- 4 市内で特徴的な景観を有している地区の特性とその方向性を示しています。

第3章 田原市における 景観形成に向けて

景観づくりの誘導の枠組みや、景観形成の実現方策（届出対象行為や景観形成基準等）を示しています。

第4章 良好な景観形成に向けた 取り組み

良好な景観形成に向けて、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針や、景観重要公共施設の整備に関する事項等を示しています。

第5章 景観まちづくりの推進施策

景観まちづくりに向けた市民・企業・行政の役割を示し、協働による景観まちづくりの推進施策を示しています。